

○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日(令和7年4月1日)以後に工事に着手するものについて適用されます。

【留意事項】

1. 施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます（下図参照）。
2. 建築確認を円滑に進めるため、
 - ・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について
 - ・下図⑩の場合は構造関係規定等への適合性について
 施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
3. 下図⑪⑫の場合（防火・準防火地域外の一戸建て住宅を除く）などの消防同意について、施行日前は都市計画区域等の区域内で同意期限が3日以内、都市計画区域等の区域外で消防同意（建築確認）の対象外だったものが、施行日以後は同意期限が7日以内に変更となります。
4. 都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。
5. 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。
6. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域外＞

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
①	設計 → 着工 → 完了 	不要	
②	設計 →  → 完了 	不要	
③	設計 →  → 設計変更 → 完了 	不要	
④	設計 →  → 確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証 	着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦	確認申請 → 確認済証 → 着工	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる消防同意については7日以内
⑫	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 完了検査申請 → 檢査済証	確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる消防同意については7日以内

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項



確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域外＞

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
④		着工前に必要	<u>確認：審査する</u> <u>検査：検査する</u>

【留意事項】

- 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。
- 施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域内＞

	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への 適合確認
⑩		<u>確認：審査しない</u> <u>計画変更：審査する</u> <u>検査：検査する</u>

【留意事項】

- 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
- 着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。